

生駒市訓令甲第2号

生駒市事務専決規程を次のように定める。

平成24年3月30日

生駒市長 山下 真

生駒市事務専決規程

生駒市事務専決規程（平成2年4月生駒市訓令甲第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、市長の権限に属する事務の専決等について必要な事項を定め、事務処理に対する責任の所在を明らかにするとともに、合理的かつ能率的な事務の処理を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 市長又は専決権限を有する者（以下「決裁責任者」という。）が、その権限に属する事務の処理に関し意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 あらかじめ認められた範囲内で、自らの判断に基づき市長の名のもとに常時市長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 決裁責任者が不在のとき、あらかじめ認められた範囲内で一時その決裁責任者に代わって決裁することをいう。
- (4) 不在 出張、病気その他の理由により決裁責任者が決裁できない状態にあることをいう。
- (5) 部長 市長事務部局の公室長、部長及び福祉事務所長並びに議会事務局長をいう。
- (6) 次長 市長事務部局の次長をいう。

- (7) 課長 市長事務部局の課長、議会事務局次長、選挙管理委員会事務局
長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長をいう。
- (8) 主幹 市長事務部局の主幹をいう。
- (9) 課長補佐 市長事務部局の課長補佐、選挙管理委員会事務局局長補佐、
監査委員事務局局長補佐及び農業委員会事務局局長補佐をいう。
- (10) 施設長 清掃リレーセンター所長、高山竹林園所長、人権文化センター
所長、男女共同参画プラザ所長、消費生活センター所長、子どもサポートセ
ンター所長、花のまちづくりセンター所長、竜田川浄化センター所長、小平
尾南児童館長及び保育園長をいう。
- (11) 指導主事 市長事務部局の指導主事をいう。

(決裁順序)

第3条 決裁を要する事務は、決裁を受けるべき事務を所管する係長（主査を置
く課にあっては主査）から順次所属の上司の決定を経て、市長の決裁を受けな
ければならない。

(代決)

第4条 市長不在のときは副市長が、市長及び副市長ともに不在のときは所管部
長がその事務を代決する。

2 副市長不在のときは所管部長がその事務を代決する。

3 部長不在のときは所管次長が、部長及び所管次長ともに不在のときは所管課
長がその事務を代決する。

4 次長不在のときは所管課長がその事務を代決する。

5 課長不在のときは所管主幹が、課長及び所管主幹ともに不在のときは所管課
長補佐がその事務を代決する。

6 主幹不在のときは所管課長補佐がその事務を代決する。

7 課長補佐不在のときは所管係長がその事務を代決する。

8 前各項の場合において、あらかじめその処理について特に指示を受けたもの又は緊急やむを得ないもののほか、重要な事項及び異例又は疑義のある事項は、代決してはならない。

9 第1項から第7項までの規定により代決した者は、施行後速やかに決裁責任者の後閲を受けなければならない。

(合議)

第5条 第3条の規定により、その事務を処理する場合において、別に定める場合を除くほか、次の各号に係るものについては、それぞれ当該各号に定める者に合議をしなければならない。

(1) その事務が各部の調整を必要とするものについては、企画財政部長及び企画政策課長

(2) その事務が関西文化学術研究都市高山地区に関連するものについては、開発部長及び地域整備課長

(3) その事務が人事及び給与に関連するものについては、職員課長

(4) その事務が職員研修に関連するものについては、職員課長

(5) その事務が庁用備品（生駒市庁舎管理規則（昭和56年10月生駒市規則第11号）第2条第2号に規定する庁舎で使用する机、椅子、戸棚及び事務用機械類をいう。）の購入及び処分に関連するものについては、総務課長

(6) その事務が議案及び議事に関連するものについては、総務課長

(7) その事務が法令、例規等に関連するものについては、総務課長

(8) その事務が情報公開及び個人情報保護に関連するものについては、総務課長

(9) その事務が避難施設の増築、改築及び大規模改修に関連するものについては、危機管理課長

(10) その事務が情報機器等の購入、情報システムの導入及び変更並びに情報

ネットワーク及び情報化施策に関連するものについては、情報政策課長

(11) その事務が地球環境の保全、自然エネルギー等に関連するものについては、環境政策課長

(12) その事務が用地取得に関連するものについては、事業計画課長

(13) その事務が都市計画決定に関連するものについては、都市計画課長

(14) 前各号に定めるもののほか、その事務が2以上の部課等に関連するもので、特に必要とするものについては、関連部長、次長及び課長

2 支出負担行為の合議を必要とするものは、次に掲げる経費とする。この場合において、当該支出負担行為については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる者に合議しなければならない。

(1) 委託料

(2) 工事請負費

(3) 公有財産購入費

(4) 備品購入費

(5) 負担金補助及び交付金(保険給付費等扶助的なものを除く。)

(6) 補償補填及び賠償金

(7) 投資及び出資金

(8) 繰出金

合議区分	合議者
課長、主幹又は施設長の専決に係るもの(1件30万円以上のものに限る。)	財政係長
次長の専決に係るもの	財政係長及び財政課課長補佐(財政課課長補佐が置かれていない場合にあつては、財政課長)
部長又は消防長の専決に係るもの	財政係長、財政課課長補佐及び財政課長
副市長又は教育長の専決	財政係長、財政課課長補佐、財政課長及び企画財

に係るもの	政部次長（企画財政部次長が置かれていない場合にあっては、企画財政部長）
市長の決裁に係るもの	財政係長、財政課課長補佐、財政課長、企画財政部次長及び企画財政部長

3 決裁を要する事務が予算の執行に影響を及ぼすものについては、財政課長、企画財政部次長及び企画財政部長に合議しなければならない。

（公共下水道事業等の事務に係る決裁の特例）

第6条 公共下水道事業（都市下水路に関する事業を含む。）及び浄化槽に係る事務であって生駒市水道事業管理者に対する事務委任に関する規則（平成24年3月生駒市規則第15号）の規定により水道事業管理者に対して委任した事務以外の事務が、市長又は副市長の決裁を受けなければならないときは、水道事業管理者を経なければならない。

（除外規定）

第7条 この訓令に定める専決事項であっても、次に掲げる事項については、すべて市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 市議会に提出する議案に関すること。
- (2) 重要かつ異例に属すること。
- (3) 紛議論争又は将来その原因となると認められること。
- (4) 例規又は先例となること。
- (5) 特に市長の決裁を受けることを適当と認められること。

（副市長の専決事項）

第8条 副市長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 市の行政区域に関すること。
- (2) 予備費の充当に関すること。
- (3) 別表に掲げる事項のうち、副市長の専決区分に関すること。

（教育長の専決事項）

第9条 教育長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 1件300万円未満の財産（物品を除く。）の交換及び処分に関する
と。
- (2) 備品の管理換え及び1件2,000万円未満の備品の処分に関する
と。
- (3) 使用料、手数料その他の諸収入の減免に関する事（当該減免の額が1
件200万円未満のもの又は減免の基準が明確なものに限る。）。
- (4) 予定価格2,000万円未満の工事の施行、修繕、業務委託、物品の購
入及び印刷製本等の起工に関する事。
- (5) 競争入札の方法により締結する契約に係る支出負担行為のうち、1件8
,000万円未満のものに関する事。
- (6) 支出命令、用品調達基金への振替命令並びに歳入歳出外現金の受入通知
及び払出命令に関する事。
- (7) 前各号に定めるもののほか、歳入の調定及び1件2,000万円未満の
支出負担行為に関する事。

2 教育長は、その専決事項の全部又は一部について市長の権限に属する事務の
一部を補助執行させるため、教育長が指定した教育委員会事務局の職員又は教
育委員会の管理に属する機関の長に専決処理させることができる。

（消防長の専決事項）

第10条 消防長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）による危険物の規制、火災に関す
る警報の発令及びたき火又は喫煙の制限に関する事。
- (2) 申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知に関する
と。
- (3) 陳情又は苦情に関する事。

- (4) 予算に定めのある国庫補助及び県補助の申請に関すること。
- (5) 定例な表彰に関すること。
- (6) 消防団員（消防団長を除く。）の任命の承認に関すること。
- (7) 消防団員等の公務災害補償及び消防団員の退職報償金の支給に関すること。
- (8) 消防長の出張命令に関すること（宿泊を伴う出張命令を除く。）。
- (9) 所管に係る附属機関の委員その他の構成員の出張命令に関すること。
- (10) 消防用財産の管理に関すること。
- (11) 1件200万円未満の財産（物品を除く。）の交換及び処分に関すること。
- (12) 所管に係る備品の管理換え及び1件1,000万円未満の備品の処分に関すること。
- (13) 予定価格1,000万円未満の工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工に関すること。
- (14) 競争入札の方法により締結する契約に係る支出負担行為のうち、1件5,000万円未満のものに関すること。
- (15) 所管に係る支出命令、用品調達基金への振替命令並びに歳入歳出外現金の受入通知及び払出命令に関すること。
- (16) 前各号に定めるもののほか、歳入の調定及び1件1,000万円未満の支出負担行為に関すること。

2 消防長は、前項に規定する専決事項の一部について、消防長が指定する職員をして、更に専決処理させることができる。

（共通専決事項）

第11条 部長、次長、課長、主幹、課長補佐及び施設長が専決できる共通の事項は、別表のとおりとする。

2 参事が専決できる共通の事項は、次のとおりとする。

- (1) 特に指定された定例又は軽易な許可、認可、命令及び滞納処分に関すること。
- (2) 特に指定された課相互の総合調整及び運営に関すること。
- (3) 参事の出張命令に関すること(宿泊を伴う出張命令を除く。)

(市長公室長の専決事項)

第12条 市長公室長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 広報の編集及び発行に関すること。
- (2) 広聴活動の企画及び調整に関すること。
- (3) 職員の研修に関すること。

(企画財政部長の専決事項)

第13条 企画財政部長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 市有財産の管理に関すること。
- (2) 条例及び規則の公布に関すること。
- (3) 危機管理対策に関し、各部局及び各行政機関との連絡調整に関すること。
- (4) 総合企画に関し、各部局及び各行政機関との連絡調整に関すること。
- (5) 情報化施策の調査及び企画に関すること。
- (6) 起債の承認申請に関すること。
- (7) 予算の目以下の流用に関すること。
- (8) 法令遵守に係る定例的な事務に関すること。
- (9) 会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び公平委員会事務局の所掌に係る別表に掲げる部長の専決区分に属する事項に関すること。

(環境経済部長の専決事項)

第14条 環境経済部長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 公害の調査に関する事。
- (2) 一般廃棄物事業の企画に関する事。
- (3) 米飯提供業者の登録に関する事。
- (4) 中小企業の経営指導に関する事。
- (5) 農業委員会事務局の所掌に係る別表に掲げる部長の専決区分に属する事項に関する事。

(市民部長の専決事項)

第15条 市民部長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 市税の滞納処分のうち、差押え及び換価に関する事。
- (2) 人権施策の調査及び企画に関する事。
- (3) 交通安全の企画及び調査に関する事。

(福祉健康部長の専決事項)

第16条 福祉健康部長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 予防接種及び健康診断の企画に関する事。
- (2) 国民健康保険事業の企画運営に関する事。

(福祉健康部部長の専決事項)

第17条 福祉健康部部長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険事業の企画運営に関する事。

(建設部長の専決事項)

第18条 建設部長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 道路及び公共用水路の占用の許可に関する事。
- (2) 河川、水路及び砂防地域の出願の審査又は許可に関する事。
- (3) 原因者負担工事の出願許可に関する事。
- (4) 市営住宅の入居者の決定に関する事。

(都市整備部長の専決事項)

第19条 都市整備部長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画及び都市問題の調査に関すること。
- (2) 国土利用計画の副申に関すること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）による公開による意見の聴取に関すること。
- (4) 違反建築物に対しての緊急時における措置に関すること。
- (5) 建築基準法による道路の位置指定、変更及び廃止に関すること。
- (6) 開発行為等の指導に関すること（第57条第4号に係るものを除く。）。
- (7) 景観法（平成16年法律第110号）による景観計画区域内の行為の届出に対する行為の着手の制限に係る期間の短縮に関すること。
- (8) 公園の占用の許可に関すること（第60条第2号に係るものを除く。）。

（開発部長の専決事項）

第20条 開発部長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 関西文化学術研究都市高山地区関連事業の企画及び調査に関すること。
- (2) 市街地再開発事業の企画及び調査に関すること。

（秘書課長の専決事項）

第21条 秘書課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 市長の祝辞、式辞、弔辞その他これに類するものの決定に関すること。
- (2) 市政功労者等被表彰者の記録の整理及び公示に関すること。

（広報広聴課長の専決事項）

第22条 広報広聴課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 広報活動の連絡調整に関すること。
- (2) 市政に関する陳情及び要望のうち、軽易なものの処理に関すること。

（職員課長の専決事項）

第23条 職員課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の身分証明、記章及び名札の交付に関すること。
- (2) 職員の健康診断及び予防接種の実施に関すること。
- (3) 職員の病気休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇及び欠勤届に関すること。
- (4) 職員の厚生に関する計画の実施に関すること。
- (5) 職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当に係る認定及び確認に関すること。
- (6) 職員の源泉徴収に関すること。

(市民活動推進課長の専決事項)

第24条 市民活動推進課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 認可地縁団体に関すること。

(総務課長の専決事項)

第25条 総務課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 庁舎の管理に関すること。
- (2) 財産台帳の調整に関すること。
- (3) 不動産の登記手続に関すること。
- (4) 市有自動車の運行管理及び整備管理に関すること。
- (5) 文書の配布、浄書、收受及び発送に関すること。
- (6) 保存文書の管理に関すること。
- (7) 公印の管理に関すること。
- (8) 例規集の編集に関すること。
- (9) 情報公開制度に係る行政文書の目録に関すること。
- (10) 個人情報保護制度に係る個人情報取扱事務の目録に関すること。
- (11) 市政情報コーナーの管理に関すること。
- (12) 統計調査員の選定及び調査区の設置に関すること。

(13) 各種統計調査報告に関すること。

(14) 市政に関する統計その他資料の保管に関すること。

(危機管理課長の専決事項)

第26条 危機管理課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 危機管理対策の連絡調整に関すること。

(2) 防災行政用無線の維持管理に関すること。

(契約検査課長の専決事項)

第27条 契約検査課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 入札における入札立会人に関すること。

(2) 契約事務の検査に関すること。

(3) 建設工事の検査に関すること。

(4) 建設工事に係る材料の検査に関すること。

(5) 建設工事の検査計画に関すること。

(企画政策課長の専決事項)

第28条 企画政策課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 軽易な市行政施策の調整に関すること。

(2) 事務改善の提案に関すること。

(情報政策課長の専決事項)

第29条 情報政策課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 情報システムの運用管理に関すること。

(財政課長の専決事項)

第30条 財政課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 起債の承認を受けた資金の借入れに関すること。

(2) 財政状況の公表に関すること。

(3) 予算の節の流用（別に定める額の範囲内の流用を除く。）に関すること。

(環境事業課長の専決事項)

第 3 1 条 環境事業課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物の収集処理実施計画に関すること。
- (2) 一般廃棄物の資料収集及び調査研究に関すること。
- (3) エコパーク 2 1 における水質及び悪臭の検査に関すること。
- (4) 清掃センター及びエコパーク 2 1 の施設の維持管理に関すること。

(清掃リレーセンター所長の専決事項)

第 3 2 条 清掃リレーセンター所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 清掃リレーセンターの施設の維持管理に関すること。

(環境政策課長の専決事項)

第 3 3 条 環境政策課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 公害対策に関する関係機関への連絡に関すること。
- (2) 公害調査の実施及び諸届の受理に関すること。
- (3) そ族、昆虫等の駆除に関すること。
- (4) 火葬場の管理に関すること。
- (5) 犬の登録事務の処理に関すること。

(経済振興課長の専決事項)

第 3 4 条 経済振興課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 病虫害防除及び農薬の配給に関すること。
- (2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）
による鳥獣の捕獲等の許可、飼養の登録及び販売の許可に関すること。
- (3) 作況調査の報告に関すること。
- (4) 家畜の調査及び伝染病防除に関すること。
- (5) 米の生産及び調整に関すること。
- (6) 市の木及び市の花の栽培及び管理に関すること。

- (7) 商工及び観光団体との連絡調整に関する事。
- (8) 観光宣伝印刷物の編集及び発行に関する事。
- (9) 主管に係る土木工事の調査、設計及び監督に関する事。
- (10) 現場監督員の選任に関する事。
- (11) 軽易な企業誘致、企業立地施策の企画及び調整に関する事。

(高山竹林園所長の専決事項)

第35条 高山竹林園所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 高山竹林園の維持管理に関する事。
- (2) 高山竹林園の使用許可に関する事。
- (3) 高山竹林園の使用料の徴収及び還付に関する事。

(市民課長の専決事項)

第36条 市民課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による事務処理に関する事。
- (2) 既決犯罪通知書の処理に関する事。
- (3) 成年被後見人、被保佐人及び破産者に係る通知書の処理に関する事。
- (4) 印鑑届の受理及び印鑑証明に関する事。
- (5) 外国人登録に関する事。
- (6) 大韓民国国民の永住許可申請の受理に関する事。
- (7) 窓口届出に係る埋火葬の許可に関する事。
- (8) 住居番号の決定、変更又は廃止に関する事。
- (9) 住居表示の変更証明に関する事。

(課税課長の専決事項)

第37条 課税課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 市税に関する諸申告及び諸届の処理に関する事。

- (2) 納税通知書の発行に関する事。
- (3) 課税資料の調査及び検査に関する事。
- (4) 公示送達及びこれに伴う納期の変更に関する事。
- (5) 市税の更正及び決定に関する事。
- (6) 軽自動車等の標識の交付及び無効標識の押収に関する事。
- (7) 土地及び家屋の異動通知の受理に関する事。
- (8) 固定資産税の価格の通知に関する事。

(収税課長の専決事項)

第38条 収税課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 納税の奨励及び収税に関する事。
- (2) 徴収の囑託及び受託に関する事。
- (3) 過誤納金の充当還付に関する事。
- (4) 公示送達に関する事。
- (5) 市税の滞納処分のうち、交付要求、参加差押え及び配当に関する事。

(人権施策課長の専決事項)

第39条 人権施策課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 人権啓発事業及び人権教育事業の実施に関する事。

(人権文化センター所長の専決事項)

第40条 人権文化センター所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 人権文化センターの管理に関する事。

(男女共同参画プラザ所長の専決事項)

第41条 男女共同参画プラザ所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画プラザの維持管理に関する事。

(生活安全課長の専決事項)

第42条 生活安全課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 市政に関する相談のうち軽易なものの処理に関すること。
- (2) 交通安全指導について関係機関への連絡に関すること。
- (3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による自動車の随時運行の許可に関すること。

（消費生活センター所長の専決事項）

第43条 消費生活センター所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 消費生活センターの施設の維持管理に関すること。

（健康課長の専決事項）

第44条 健康課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 感染症患者の収容に関すること。
- (2) 感染症その他の消毒の実施に関すること。
- (3) 市民の定期健康診断の実施に関すること。
- (4) 予防接種の実施に関すること。
- (5) 健康手帳の交付に関すること。
- (6) 母子手帳の交付に関すること。

（病院建設課長の専決事項）

第45条 病院建設課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 軽易な病院建設事業の計画及び実施に関すること。

（国保年金課長の専決事項）

第46条 国保年金課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険税の納税通知書の発行に関すること。
- (2) 国民健康保険一部負担金の決定に関すること。
- (3) 国民健康保険被保険者の資格取得及び喪失の認定に関すること。
- (4) 国民健康保険被保険者証の交付に関すること。
- (5) 国民健康保険被保険者の給付の決定に関すること。

- (6) 公示送達及びこれに伴う納期の変更に関すること。
- (7) 課税資料の調査及び検査に関すること。
- (8) 国民年金関係書類の受理、審査及び進達に関すること。
- (9) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）による医療費の支給決定に関すること。
- (10) 乳幼児、心身障害者、ひとり親家庭等及び重度心身障害者老人等で医療費助成対象者の資格取得及び喪失の認定に関すること。
- (11) 乳幼児、心身障害者及びひとり親家庭等の医療証等の交付に関すること。
- (12) 乳幼児、心身障害者、ひとり親家庭等及び重度心身障害者老人等の医療費の支給に関すること。

（こども課長の専決事項）

第47条 こども課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 小平尾南児童館の管理に関すること。
- (2) 児童手当法（昭和46年法律第73号）に規定する児童手当の認定請求の受理及び審査並びにその支給に関すること。
- (3) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に規定する児童扶養手当の認定請求の受理及び審査並びにその支給に関すること。
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の認定請求の受理及び審査に関すること。

（小平尾南児童館長の専決事項）

第48条 小平尾南児童館長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 小平尾南児童館の使用許可に関すること。

（子どもサポートセンター所長の専決事項）

第49条 子どもサポートセンター所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 子どもサポートセンターの施設の維持管理に関すること。

(介護保険課長の専決事項)

第50条 介護保険課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 軽易な介護保険事業の計画及び実施に関すること。

(2) 介護保険被保険者の資格取得及び喪失の認定に関すること。

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定及び要支援認定に関すること。

(4) 介護保険に係る被保険者証、資格者証、受給資格証明書及び認定証等の交付に関すること。

(5) 介護保険被保険者の給付の決定に関すること。

(6) 納入通知書及び特別徴収に係る通知書の発行に関すること。

(7) 公示送達及びこれに伴う納期の変更に関すること。

(8) 賦課資料の調査及び検査に関すること。

(9) 納付の奨励及び収納に関すること。

(10) 徴収の嘱託及び受託に関すること。

(11) 過誤納金の充当還付に関すること。

(福祉事務所福祉総務課長の専決事項)

第51条 福祉事務所福祉総務課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 福祉統計に関すること。

(2) 高齢者福祉施設の管理に関すること。

(管理課長の専決事項)

第52条 管理課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 道路及び公共用水路の境界明示に関すること。

- (2) 市道及び公共用水路における占用の継続、共架及び軽易な変更の許可並びに廃止届の受理に関すること。
- (3) 道路施設及び公共用水路施設の軽易な施工承認及び特殊車両の通行協議に関すること。
- (4) 主管に係る土木施設の維持管理及び補修工事等の調査、設計及び監督に関すること。
- (5) 現場監督員の選任に関すること。
- (6) 市道における通行制限に関すること。

(事業計画課長の専決事項)

第53条 事業計画課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 主管に係る基本計画等の企画、調査に関すること。
- (2) 都市計画街路の明示に関すること。

(土木課長の専決事項)

第54条 土木課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 主管に係る土木工事の調査、設計、施工及び監督に関すること。
- (2) 現場監督員の選任に関すること。

(施設整備課長の専決事項)

第55条 施設整備課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 主管に係る土木建築工事の調査、設計、施工及び監督に関すること。
- (2) 現場監督員の選任に関すること。

(都市計画課長の専決事項)

第56条 都市計画課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による地域指定に関する諸証明に関すること。

(建築課長の専決事項)

第57条 建築課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 建築物の仮使用の承認に関すること。
- (2) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による優良住宅及び優良宅地の認定に関すること。
- (3) 建築物の動態調査報告に関すること。
- (4) 軽易な開発行為等の指導に関すること。

（みどり景観課長の専決事項）

第58条 みどり景観課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 軽易な景観形成施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 屋外広告物の表示又は設置に係る許可に関すること。

（花のまちづくりセンター所長の専決事項）

第59条 花のまちづくりセンター所長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 花のまちづくりセンターの維持管理に関すること。
- (2) 花のまちづくりセンターの使用許可に関すること。
- (3) 花のまちづくりセンターの使用料の徴収及び還付に関すること。

（公園管理課長の専決事項）

第60条 公園管理課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 都市公園等の使用許可に関すること。
- (2) 公園の占用の継続及び軽易な変更の許可並びに廃止届の受理に関すること。
- (3) 公園整備に伴う調査、設計及び監督に関すること。
- (4) 現場監督員の選任に関すること。

（地域整備課長の専決事項）

第61条 地域整備課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 軽易な関西文化学術研究都市高山地区関連事業に係る連絡調整に関する
こと。
- (2) 市街地再開発事業に係る資料の収集、調査及び研究に関すること。
- (3) リニア中央新幹線に係る資料の収集、調査及び研究に関すること。
- (4) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定による登記の嘱託に関
すること。
- (5) 軽易な民間施行による市街地再開発事業の指導に関すること。
- (6) 所管に係る土木建築工事の調査、設計及び監督に関すること。
- (7) 現場監督員の選任に関すること。

（会計課長の専決事項）

第62条 会計課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 歳入の調定に関すること。

（専決の特例）

第63条 主幹、課長補佐及び指導主事は、課長は不在で急を要する場合に限って、別表の1の表第3項及び第4項イに掲げる事項について専決することができる。

（戻入、戻出及び振替の場合における準用）

第64条 この訓令中、調定及び支出負担行為並びに支出命令に関する規定は、歳出の戻入及び歳入の戻出並びに歳入歳出の更正及び振替について準用する。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第 8 条、第 1 1 条関係）

1 人事に関する事項

事項		専決区分						
		副市長	部長	次長	課長	主幹	課長補佐	施設長
(1) 出張命令	ア 宿泊を伴う出張	部長、消防長	所属職員					
	イ ア以外 の出張		部長、次長 の所管に 属さない 課長	所管に属 する課長	主幹	課長補 佐、施設 長、指導 主事	所属職員	所属職員
(2) 附属機関の委員 その他構成員の出張 命令			○					
(3) 休暇届及び欠勤 届		部長、消 防長	次長、次 長の所管 に属さな い課長	所管に属 する課長	所属職員			所属職員
(4) 時 間外勤 務命令	ア その勤 務が午後 10時か ら翌日午 前5時ま での間			○				
	イ ア以外 の間				所属職員			所属職員
(5) 臨時職員の採用			○					

2 事務の処理に関する事項

事項	専決区分						
	副市長	部長	次長	課長	主幹	課長補佐	施設長
(1) 許可、認可及び命令		重要なもの	定例又は軽易なもの	定例かつ軽易なもの			
(2) 証明	重要又は異例なもの	比較的重要なもの		定例又は軽易なもの			
(3) 申請、副申、届出、調査、報告、照会、回答及び通知		重要なもの		定例又は軽易なもの			
(4) 行政文書の開示等		重要なもの		定例又は軽易なもの			
(5) 個人情報の開示等その他個人情報の保護に係る事項		重要なもの		定例又は軽易なもの			
(6) 予算に定めのある国庫補助及び県補助の申請		○					
(7) 課相互の総合調整及び運営			○				
(8) 公簿及び図書の閲覧				○			
(9) 広報活動		重要なもの		軽易なもの			
(10) 主管事務についての当事者の呼出し				○			
(11) 各種台帳の作成及び整備				○			
(12) 主管事務に関する統計、資料等の収集				○			
(13) 主管団体の指導				○			
(14) 前各号以外の事務の処理	重要なもの	比較的重要なもの		定例又は軽易なもの			

3 財産に関する事項

事項	専決区分						
	副市長	部長	次長	課長	主幹	課長補佐	施設長
(1) 財産（物品を除く。）の交換及び処分	500万円未満	200万円未満	100万円未満	50万円未満			
(2) 備品の処分	1,000万円以上	1,000万円未満	500万円未満	200万円未満			
(3) 備品の管理換え				○			

4 収入に関する事項

事項	専決区分						
	副市長	部長	次長	課長	主幹	課長補佐	施設長
(1) 歳入の調定		1,000万円以上	1,000万円未満	500万円未満	300万円未満	10万円未満	100万円未満
(2) 市税、使用料、手数料その他の諸収入の減免	当該減免の額が300万円未満のもの	当該減免の額が100万円未満のもの又は減免の基準が明確なもの	当該減免の額が75万円未満のもので、かつ、減免の基準が明確なもの	当該減免の額が50万円未満のもので、かつ、減免の基準が明確なもの			
(3) 滞納処分		○	定例又は軽易なもの				
(4) 欠損処分		○					
(5) 歳入歳出外現金の受入通知				○			○

5 支出に関する事項

事項	専決区分						
	副市長	部長	次長	課長	主幹	課長補佐	施設長
(1) 工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工	3,000 万円未満	1,000 万円未満	500 万円未満	200 万円未満	150 万円未満		100 万円未満
(2) 報酬、給料、職員手当等、共済費、災害補償費、恩給及び退職年金、賃金、需用費（燃料費、光熱水費及び賄材料費に限る。）、役務費（通信運搬費、火災保険料、自動車保険料及び保険料に限る。）、負担金補助及び交付金（保険給付費等扶助費的なものに限る。）、扶助費並びに償還金利及び割引料（市税償還金及び公債費に限る。）に係る支出負担行為				○	150 万円未満	5 万円未満	100 万円未満
(3) 競争入札の方法により締結する契約に係る支出負担行為	1 億円未満	5,000 万円未満	2,000 万円未満	1,000 万円未満	150 万円未満		100 万円未満
(4) 前 2 号以外の支出負担行為	3,000 万円未満	1,000 万円未満	500 万円未満	200 万円未満	150 万円未満	5 万円未満	100 万円未満
(5) 支出命令及び用品調達基金への振替命令並びに歳入歳出外現金の払出命令				○	150 万円未満	5 万円未満	○

備考

- 1 次長の専決に係るもので、次長が置かれていない場合にあつては、部長が専決するものとする。
- 2 主幹の専決に係るもので、主幹が置かれていない場合にあつては、課長が専決するものとする。
- 3 課長補佐の専決に係るもので、課長補佐が置かれていない場合にあつては主幹が、課長補佐及び主幹ともに置かれていない場合にあつては、課長が専決するものとする。
- 4 課長補佐の専決に係るもので、課に複数の課長補佐が置かれているときは、課長があらかじめ指定する課長補佐が専決するものとする。